



栃木県公報

令和4(2022)年
12月27日(火)
第367号

目次

告 示

- 栃木県一般会計補正予算..... 1229
- 同..... 1232
- 予定保安林..... 1236
- 生活保護法による指定介護機関の指定..... 1237
- 生活保護法による指定医療機関の名称等の変更..... 1238
- 生活保護法による指定介護機関の名称等の変更..... 1238
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可..... 1239
- 道路の区域の変更..... 1239

公 告

- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 1241
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 1241
- 同..... 1241
- 同..... 1241
- 開発行為の工事完了..... 1241
- 都市計画事業の施行..... 1242

調 達 等 公 告

- 入札公告(特定調達公告)..... 1243
- 同..... 1245

告 示

栃木県告示第583号

令和4年度栃木県一般会計補正予算(第8号)については、令和4(2022)年12月19日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和4(2022)年12月27日

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県一般会計補正予算(第8号)

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に関し、更なる感染拡大に備えるため、検査体制を確保するとともに、発熱患者や自宅療養者等に対する診療体制の強化を図るなど、必要な対策を迅速かつ適切に講じることとして編成したものである。

補正予算の総額は、31億6,080万円の増額となり、既定予算が1兆644億6,614万円であったので、補正後の予算総額は、1兆676億2,694万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 県 税	256,000,000		256,000,000
2 地方消費税清算金	95,091,000		95,091,000

3	地方譲与税	39,397,000		39,397,000
4	地方特例交付金	1,500,000		1,500,000
5	地方交付税	141,320,000		141,320,000
6	交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7	分担金及び負担金	2,735,639		2,735,639
8	使用料及び手数料	11,071,006		11,071,006
9	国庫支出金	190,875,427	2,393,050	193,268,477
10	財産収入	1,455,676		1,455,676
11	寄附金	85,371		85,371
12	繰入金	29,744,806		29,744,806
13	繰越金	3,876,506	767,750	4,644,256
14	諸収入	196,158,709		196,158,709
15	県債	94,555,000		94,555,000
	合計	1,064,466,140	3,160,800	1,067,626,940

(2) 歳出

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 議会費	1,452,123		1,452,123
2 総務費	55,889,591		55,889,591
3 民生費	115,177,709		115,177,709
4 衛生費	129,149,364	3,160,800	132,310,164
5 労働費	1,858,377		1,858,377
6 農林水産業費	40,883,031		40,883,031
7 商工費	194,400,130		194,400,130
8 土木費	92,126,269		92,126,269
9 警察費	45,014,286		45,014,286
10 教育費	184,263,493		184,263,493
11 災害復旧費	2,549,514		2,549,514
12 公債費	99,667,903		99,667,903
13 諸支出金	101,034,350		101,034,350
14 予備費	1,000,000		1,000,000
合計	1,064,466,140	3,160,800	1,067,626,940

(3) 歳出(性質別)

(単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A+B)
1 職員費	195,419,836		195,419,836

2	公共事業費	66,962,896		66,962,896
3	建設事業費	70,050,999		70,050,999
4	公債償還費	99,667,903		99,667,903
5	主要義務費	139,144,228	637,000	139,781,228
6	税交付金等	101,034,350		101,034,350
7	一般行政費	180,804,227	2,297,000	183,101,227
8	受託事務費	2,363,639		2,363,639
9	県単補助金	26,204,249	226,800	26,431,049
10	県単貸付金	174,779,574		174,779,574
11	災害復旧費	2,473,881		2,473,881
12	直轄事業負担金	5,560,358		5,560,358
	合計	1,064,466,140	3,160,800	1,067,626,940

部局別主要事業

(単位 千円)

事業名	予算額	説明
〔環境森林部〕 1 水と緑の南摩の里整備費 (債務負担行為)	(1,300,000)	南摩ダム水源地域整備計画に基づく「水と緑の南摩の里」を整備するための債務負担行為 ・整備期間 令和5(2023)～6(2024)年度
〔保健福祉部〕 2 PCR検査体制強化等事業費	1,170,000	新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化に要する経費の補正 (補正前) 1,418,683 → (補正後) 2,588,683 ・事業内容 保険適用される行政検査の公費負担
3 感染症医療費	637,000	新型コロナウイルス感染症入院患者の医療費の公費負担に要する経費の補正 (補正前) 260,000 → (補正後) 897,000
4 療養体制確保等事業費	1,123,000	新型コロナウイルス感染症宿泊・自宅療養者に対応する医療提供体制の確保に要する経費の補正 (補正前) 19,739,000 → (補正後) 20,862,000 1 宿泊療養事業費 859,000 ・事業内容 宿泊・自宅療養者の医療費の公費負担 2 自宅療養事業費 264,000 ・支給対象者 自院のかかりつけ患者以外の新型コロナウイルス感染症患者の診療を行う医療機関 ・支給額 100万円
5 感染症対策診療体制強化事業費	230,800	発熱患者等に対応する診療体制の強化に要する経費 1 診療体制強化事業費 114,000 ・支給対象者 受診・ワクチン相談センター等からの紹介患者を受け入れる診療・検査医療機関 ・支給額 30万円 2 年末年始診療体制強化事業費 112,800 ・支給対象者 年末年始に診療を行う診療・検査医療機関 (1の支給対象者に限る)及び調剤を行う保

	險薬局 ・支給額 医療機関 10万円/日 保険薬局 3万円/日 ・対象期間 令和4(2022)年12月29日から令和5(2023) 年1月3日(6日間) 3支給事務費	4,000
--	--	-------

栃木県告示第584号

令和4年度栃木県一般会計補正予算(第9号)については、令和4(2022)年12月19日成立したので、その要領を次のとおり公表する。

令和4(2022)年12月27日

栃木県知事 福田 富一

令和4年度栃木県一般会計補正予算(第9号)

今回の補正予算は、国の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に呼応し、エネルギー価格高騰による家計等の負担軽減や農林業の競争力強化、子どもの安全・安心対策に取り組むとともに、防災・減災、国土強靱化をはじめとした公共事業の速やかな執行を図るなど、当面する緊要な課題に適切に対処することとして編成したものである。

補正予算の総額は、359億9,994万円の増額となり、既定予算が1兆676億2,694万円であったので、補正後の予算総額は、1兆1,036億2,643万円となった。

歳入及び歳出の補正額の内訳並びに主な事業の内容は、それぞれ次のとおりである。

(1) 歳入

(単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 県 税	256,000,000		256,000,000
2 地方消費税清算金	95,091,000		95,091,000
3 地方譲与税	39,397,000		39,397,000
4 地方特例交付金	1,500,000		1,500,000
5 地方交付税	141,320,000	453,992	141,773,992
6 交通安全対策特別交付金	600,000		600,000
7 分担金及び負担金	2,735,639	871,385	3,607,024
8 使用料及び手数料	11,071,006		11,071,006
9 国庫支出金	193,268,477	22,584,664	215,853,141
10 財産収入	1,455,676		1,455,676
11 寄附金	85,371		85,371
12 繰入金	29,744,806	4,449	29,749,255
13 繰越金	4,644,256		4,644,256
14 諸収入	196,158,709		196,158,709
15 県債	94,555,000	12,085,000	106,640,000
合 計	1,067,626,940	35,999,490	1,103,626,430

(2) 歳出 (単位 千円)

款	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 議会費	1,452,123		1,452,123
2 総務費	55,889,591	41,087	55,930,678
3 民生費	115,177,709	1,887,590	117,065,299
4 衛生費	132,310,164		132,310,164
5 労働費	1,858,377		1,858,377
6 農林水産業費	40,883,031	5,516,157	46,399,188
7 商工費	194,400,130	5,316,000	199,716,130
8 土木費	92,126,269	23,069,415	115,195,685
9 警察費	45,014,286	42,320	45,056,606
10 教育費	184,263,493	126,960	184,390,413
11 災害復旧費	2,549,514		2,549,514
12 公債費	99,667,903		99,667,903
13 諸支出金	101,034,350		101,034,350
14 予備費	1,000,000		1,000,000
合計	1,067,626,940	35,999,490	1,103,626,430

(3) 歳出(性質別) (単位 千円)

区分	既定予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 (A + B)
1 職員費	195,419,836		195,419,836
2 公共事業費	66,962,896	26,944,119	93,907,015
3 建設事業費	70,050,999	1,781,774	71,832,773
4 公債償還費	99,667,903		99,667,903
5 主要義務費	139,781,228		139,781,228
6 税交付金等	101,034,350		101,034,350
7 一般行政費	183,101,227	6,595,597	189,696,824
8 受託事務費	2,363,639		2,363,639
9 県単補助金	26,431,049	678,000	27,109,049
10 県単貸付金	174,779,574		174,779,574
11 災害復旧費	2,473,881		2,473,881
12 直轄事業負担金	5,560,358		5,560,358
合計	1,067,626,940	35,999,490	1,103,626,430

部局別主要事業 (単位 千円)

事業名	予算額	説明	明
〔経営管理部〕 1 マイナンバーカード 出張申請サポート 事業費	41,087	マイナンバーカードの取得促進に要する経費の補正 (補正前) 40,920 → (補正後) 82,007 ・事業内容 県有施設等におけるマイナンバーカード申請サ ポートの実施	
2 私立学校送迎用バス 安全装置装備支援 事業費	6,000	私立小・中学校等における送迎用バスの安全装置装備に対する 助成 ・補助率 国定額	
〔県民生活部〕 3 消費者行政活性化 推進事業費	6,212	県及び市町における消費生活相談体制の強化や消費者啓発の推 進等に要する経費の補正 (補正前) 66,759 → (補正後) 72,971 ・事業内容 霊感商法を含む悪質商法に対する消費生活相談窓 口の機能強化及び周知	
〔環境森林部〕 4 林業・木材産業体質 強化事業費	1,261,345	県が策定した「体質強化計画」に基づく川上から川下までの生 産性向上等に要する経費 1 木材供給基盤強化対策事業費 1,221,602 ・事業主体 製材事業者、森林組合等 ・補助率 1/2以内(間伐及び路網整備は定額) (1)間伐材生産力強化事業費 357,000 (2)路網整備事業費 262,000 (3)高性能林業機械整備事業費 52,602 (4)木材加工流通施設等整備事業費 550,000 2 特用林産生産資材高騰対策事業費 39,752 (1)省エネルギー化施設等整備支援事業費 5,852 ・事業主体 きのこの生産資材として地域材を一定量以上 使用する法人等 ・補助率 1/2以内 (2)生産資材導入支援事業費 33,900 ・事業主体 きのこ生産者 ・補助対象 次期生産に必要な資材の購入 ・補助率 定額	
5 スマート林業推進 事業費	80,000	本県林業の生産性等向上に資するスマート林業の推進に要する 経費の補正 (補正前) 280,435 → (補正後) 360,435 ・事業内容 航空レーザ計測等のリモートセンシング技術を活 用した森林資源や地形等の情報基盤整備	
〔保健福祉部〕 6 生活困窮者自立相談 支援事業費	2,011	生活困窮者の自立に向けた支援を行うための相談支援員の配置 に要する経費の補正 (補正前) 42,127 → (補正後) 44,138 ・事業内容 健康福祉センターにおける生活困窮者自立相談支 援員の配置	
7 幼稚園等こどもの 安心・安全対策支援 事業費	279,080	幼稚園等における送迎用バスの安全装置装備の助成等に要する 経費 1 送迎用バス安全装置装備支援事業費 182,800	

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 幼稚園、障害児通所支援事業所 ・補助率 国 定額 2 登園管理システム導入支援事業費 29,680 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 幼稚園 ・補助率 国 4/5 3 ICT活用こどもの見守り支援事業費 65,600 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 幼稚園、認可外保育施設、障害児通所支援事業所 ・補助率 幼稚園 国 4/5 幼稚園以外 4/5 (国 3/5、県 1/5) 4 安全管理研修事業費 1,000 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容 こどものバス送迎・安全徹底マニュアルに関する研修会等の開催 																		
8 出産・子育て応援事業費	1,673,607	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を実施する市町への助成 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町 ・補助率 伴走型相談支援、経済的支援 5/6 (国 2/3、県 1/6) 経済的支援システム構築等導入 国 10/10 ・支給額 妊娠時5万円、出産時5万円 																		
〔産業労働観光部〕 9 LPガス料金激変緩和対策事業費	678,000	一般家庭等のLPガス料金の高騰分に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> 1 LPガス料金激変緩和対策補助金 646,400 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者 LPガス販売業者 ・補助期間 令和5(2023)年1～3月 2 支給事務費 31,600 																		
10 新たなGotoトラベル事業費	4,500,000	観光需要の回復に向けた県内旅行代金の割引等に要する経費の補正 (補正前) 12,740,000 → (補正後) 17,240,000 <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 旅行会社等 ・割引額等 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">旅行種別等</th> <th colspan="2">宿泊(人泊)</th> <th rowspan="2">日帰り(人)</th> </tr> <tr> <th>交通付商品</th> <th>交通付商品以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引金額</td> <td colspan="2">旅行代金の2割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>割引上限額</td> <td>5千円</td> <td>3千円</td> <td>3千円</td> </tr> <tr> <td>地域限定クーポン</td> <td colspan="3">平日2千円 休日1千円</td> </tr> </tbody> </table>	旅行種別等	宿泊(人泊)		日帰り(人)	交通付商品	交通付商品以外	割引金額	旅行代金の2割			割引上限額	5千円	3千円	3千円	地域限定クーポン	平日2千円 休日1千円		
旅行種別等	宿泊(人泊)			日帰り(人)																
	交通付商品	交通付商品以外																		
割引金額	旅行代金の2割																			
割引上限額	5千円	3千円	3千円																	
地域限定クーポン	平日2千円 休日1千円																			
〔農政部〕 11 新規就農者経営発展緊急支援事業費	120,000	物価高騰の影響を受ける新規就農者の機械導入等に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町 ・補助対象 農業用機械・施設の導入等 ・補助率 国 1/2、県 1/4 																		
12 担い手確保・経営強化支援事業費	300,000	先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手が行う農業用機械施設の導入に対する助成 <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体 市町 ・補助率 1/2 (融資を活用する場合は融資残額以内) 																		

13病虫害侵入・まん延防止緊急対策事業費	18,100	I C T機器を活用した病虫害発生予察の強化に要する経費 ・事業内容 農業環境指導センターにおけるスマート害虫モニタリングシステム、調査用ドローンの整備等
〔教育委員会事務局〕 14公立学校送迎用バス安全装置装備推進事業費	47,600	公立学校における送迎用バスの安全装置装備の推進に要する経費 1 特別支援学校送迎用バス安全装置装備事業費 13,400 2 市町立小・中学校等送迎用バス安全装置装備支援事業費 34,200 ・事業主体 市町 ・補助率 国定額
〔警察本部〕 15交通安全施設整備費	42,320	国土強靱化に向けた交通安全施設の整備に要する経費 (補正前) 1,849,061 → (補正後) 1,891,381 ・事業内容 信号機更新 12基
〔共通事項〕 16公共事業費	26,944,119	1 環境森林部 734,703 (補正前) 4,198,359 → (補正後) 4,933,062 ・治山 329,000 ・森林整備 267,703 ・自然公園等 115,000 ・その他 23,000 2 農政部 3,140,000 (補正前) 8,565,411 → (補正後) 11,705,411 ・土地改良 3 県土整備部 23,069,416 (補正前) 54,199,126 → (補正後) 77,268,542 ・道路 13,958,800 ・河川・砂防 7,290,016 ・都市計画 1,820,600

(財政課)

栃木県告示第585号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4(2022)年12月27日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
那須郡那珂川町健武字荒沢60
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字荒沢60（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

II

1 保安林予定森林の所在場所

大田原市河原字鍛冶内1103から1105まで、1169、1177、2055、2056、2057-1、2057-2、2058から2060まで、2061-1から2061-3まで、2062-1から2062-4まで、2063から2067まで、2071から2073まで、2074-1、字鍛冶内入2049-8、2054-2、字福岡1082、2075、2076、2077-1、2077-2、2078-1から2078-3まで、2078-6

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第586号

生活保護法(昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。以下同じ。)第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4(2022)年12月27日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居宅介護の 種 類
	名 称	主たる事務所の 所 在 地	名 称	所 在 地	
令 和 4 (2022)年 7月1日	株式会社ハートフルケア	足利市小俣町291-3	グループホームひなた庵	足利市小俣町291-3	認知症対応型共同生活介護
令 和 4 (2022)年 10月1日	株式会社あさひ調剤	東京都渋谷区代々木2-1-5	アイン薬局栃木岩舟店	栃木市岩舟町古江836-5	居宅療養管理指導

2 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	
令 和 4 (2022) 年 7 月 1 日	株式会社ハートフルケア	足利市小俣町291-3	グループホームひなた庵	足利市小俣町291-3	介護予防認知症対応型共同生活介護
令 和 4 (2022) 年 10 月 1 日	株式会社あさひ調剤	東京都渋谷区代々木2-1-5	アイン薬局栃木岩舟店	栃木市岩舟町古江836-5	介護予防居宅療養管理指導

栃木県告示第587号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和4（2022）年12月27日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地
令和元（2019）年 7 月 1 日	なすのがはらクリニック （高橋医院）	大田原市滝沢304-1 （大田原市滝沢355）
令和4（2022）年 11 月 1 日	アイン薬局栃木岩舟店 （コスモス薬局）	栃木市岩舟町古江836-5

（注）表中の（ ）内は変更前のもの

栃木県告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の名称等を次のとおり変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和4（2022）年12月27日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

変 更 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	

令和4 (2022)年 11月1日	株式会社あさひ調剤	東京都渋谷区代々木2-1-5	アイン薬局栃木岩舟店 (コスモス薬局)	栃木市岩舟町古江836-5	居宅療養管理指導
令和4 (2022)年 4月1日	株式会社ユニスマイル (株式会社ファークコス)	東京都千代田区神田練塀町68-1ムラタヤビル3階	ファークコス薬局かもめ (かもめ薬局)	佐野市植下町2470-1	居宅療養管理指導
令和3 (2021)年 10月1日	合同会社OWL Tochigi	栃木市柳橋町3-22(栃木市藤岡町赤麻1557-2)	OWL居宅介護支援事業所	栃木市柳橋町3-22(栃木市藤岡町赤麻1557-2)	居宅介護支援

(注) 表中の () 内は変更前のもの

2 介護予防事業者

変更年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
令和4 (2022)年 11月1日	株式会社あさひ調剤	東京都渋谷区代々木2-1-5	アイン薬局栃木岩舟店 (コスモス薬局)	栃木市岩舟町古江836-5	介護予防居宅療養管理指導
令和4 (2022)年 4月1日	株式会社ユニスマイル (株式会社ファークコス)	東京都千代田区神田練塀町68-1ムラタヤビル3階	ファークコス薬局かもめ (かもめ薬局)	佐野市植下町2470-1	介護予防居宅療養管理指導

(注) 表中の () 内は変更前のもの

(保健福祉課)

栃木県告示第589号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和4(2022)年12月27日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	事業名	認可年月日
荒川南部土地改良区	荒川南部地区土地改良(維持管理)事業	令和4(2022)年11月11日

(農地整備課)

栃木県告示第590号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4(2022)年12月27日から令和5(2023)年1月25日まで一般の縦覧に供する。

令和4(2022)年12月27日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 一般国道

路線名 122号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	日光市足尾町字羽毛5677から 日光市足尾町字羽毛3399-2まで	20.6～20.8	35.0	
	後	日光市足尾町字羽毛5677から 日光市足尾町字羽毛3399-2まで	20.8～29.3	35.0	

II

道路の種類 一般国道

路 線 名 122号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	日光市足尾町字平石4015-1から 日光市足尾町字平石4012-1まで	15.5～26.2	125.0	
	後	日光市足尾町字平石4015-1から 日光市足尾町字平石4012-1まで	16.9～42.2	125.0	

III

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 大田原芦野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
72	前	那須塩原市越堀1414-23から 那須塩原市寺子1132-1まで	7.4～22.4	1237.0	
	後	那須塩原市越堀1414-23から 那須塩原市寺子1132-1まで	10.2～23.3	1237.0	

IV

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 西那須野停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
98	前	那須塩原市五軒町114-83から 那須塩原市五軒町116-1まで	10.9～15.1	425.1	
	後	那須塩原市五軒町114-83から 那須塩原市五軒町116-1まで	15.0～18.0	435.5	

V

道路の種類 県道

路線名 一般県道 稲沢高久線
道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
178	前	那須塩原市寺子1132-2 から 那須塩原市寺子1132-2 まで	14.5 ~ 14.5	4.4	
	後	那須塩原市寺子1132-2 から 那須塩原市寺子1132-2 まで	14.5 ~ 14.5	4.4	

(道路保全課)

公 告

○都市計画決定図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和4（2022）年12月15日に決定した、宇都宮都市計画生産緑地地区の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和4（2022）年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和4（2022）年12月15日に変更した、宇都宮都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和4（2022）年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和4（2022）年12月15日に変更した、宇都宮都市計画と畜場の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和4（2022）年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

真岡市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により令和4（2022）年12月15日に変更した、宇都宮都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和4（2022）年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4（2022）年12月27日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
矢板市乙畑字中島1459番2、1461番2、字中割1609番1、1609番2、1610番、1622番4の一部	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	株式会社ツルハ
【第2工区】 芳賀郡芳賀町大字下高根沢4676番1 (開発行為に関する工事) 芳賀郡芳賀町芳賀台60番の一部、大字下高根沢字辻山4381番5の一部、字西4501番地先、字辻4505番1地先、字箸塚4631番3の一部、4633番の一部(2箇所)、4634番の一部、4634番地先、字中丸4526番5の一部、4527番3の一部、4530番5の一部、4533番3の一部、4533番5の一部、4533番7の一部、字北原4318番4の一部、4318番4地先、字猿久保4539番4の一部、4539番6の一部、4539番9の一部、4539番13の一部、4541番4の一部、4547番2の一部、4548番2の一部、4549番2の一部、4553番3の一部、4553番6の一部(2箇所)、4554番2の一部、4553番6地先、字宮田上4259番12の一部、4259番17の一部、4266番4の一部、字宮田4253番2の一部、4254番3の一部、2841番8の一部、2841番9の一部、2841番10地先、字権現山4571番5地先、字上山下4674番6の一部、字長命寺台4675番4の一部	宇都宮市戸祭元町1番25号	栃木県
芳賀郡芳賀町大字下高根沢字小峰5102番8、5102番9、5103番3、5103番4	東京都港区芝浦三丁目1番21号	株式会社ファミリーマート
下都賀郡壬生町大字藤井字田向2444番3、2444番7、2444番8	下都賀郡壬生町本丸二丁目4番11号 アメニティーハイツB棟102	佐藤葉子 佐藤浩一
下都賀郡壬生町大字助谷字西根856番26	下都賀郡壬生町大字助谷855番地15	大類さやか 大類寿彦
下都賀郡野木町大字中谷字柏山147番1、147番8、147番9	下都賀郡野木町大字丸林594番地13 エヌエスアール204号	岡部善行

(都市計画課)

○都市計画事業の施行

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

令和4年12月27日

栃木県知事 福田 富一

- 都市計画事業の種類及び名称
矢板都市計画道路事業 3・4・8号 片岡西通り
- 施行者の名称
栃木県

- 3 事務所の所在地
栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
- 4 事業地の所在
- (1) 取用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

(都市整備課)

調達等公告

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4(2022)年12月27日

栃木県産業技術センター所長 関本充博

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量 栃木県産業技術センター等で使用する電力
予定使用電力量 2,313,100kWh
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 令和5(2023)年4月1日(土)から令和6(2024)年3月31日(日)まで
- (4) 納入場所 栃木県産業技術センター等(詳細は、入札説明書による。)
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 入札参加申請日から開札日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。
- (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者であること。
- (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。
- 3 入札の手続等
- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号 栃木県産業技術センター 管理部
電話028-670-3395
- (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
令和4(2022)年12月27日(火)から令和5(2023)年1月24日(火)まで入札情報システム上で公開する。
なお、来庁による交付の場合は、同期間(土曜日、日曜日、祝日、令和4(2022)年12月29日(木)から同月30日(金)までの間、及び令和5(2023)年1月3日(火)を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法
令和5(2023)年2月6日(月)午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、

紙による入札参加の承諾を得た者（以下「紙入札者」という。）にあつては、(1)の場所に、郵送（書留郵便）により提出すること。郵送が困難な場合は持参も可とする。

イ 開札の日時及び場所 令和5(2023)年2月7日(火)午前10時 栃木県産業技術センター管理部

(4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、2の(4)に該当する者であることを証する書面、競争参加資格確認申請書、入札説明書に添付した入札参加資格確認書（様式第2号）を令和5(2023)年1月24日(火)午後5時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県物品等電子調達運用基準（令和3(2021)年3月26日付け会管第461号）に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便）又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和5(2023)年1月31日(火)までに入札参加希望者に伝えるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果、入札参加を可とした入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(5) 質疑及びその回答について

ア 仕様書等に対する質問がある場合には、入札に関する質問書（質問書様式）により、令和5(2023)年1月24日(火)午後5時までに電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札者は、メール（郵送）により提出する。

イ 質問の内容及び回答は、令和5(2023)年1月31日(火)までに電子入札システム上で公開する。

(6) 入札の無効

2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書、栃木県物品等電子調達実施要領（令和3(2021)年3月26日付け会管第460号）第19条に掲げる入札書及び紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

ア (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であつて、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札を行った者が2人以上あるときは、電子くじにより、落札者を決定するものとする。

(8) 契約書の作成の要否 要

(9) 紙による入札参加承諾等の基準

栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによる。

(10) その他

ア 入札の変更等 令和5(2023)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、栃木県物品等電子調達実施要領及び栃木県物品等電子調達運用基準の定めによるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric power for the Industrial Technology Center of Tochigi Prefecture

Estimated amount of electric power to be used 2,313,100kWh

(2) Time limit for tender:

4:00p.m., February 6, 2023

(3) Information is available at:

Management Division,

Industrial Technology Center of Tochigi Prefecture

1-5-20, Yuinomori, Utsunomiya, Tochigi

321-3226

TEL 028-670-3395

(工業振興課)

○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4(2022)年12月27日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量 栃木県警察県南機動センター外25施設で使用する電力

予定使用電力量 7,293,200kWh

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期間 令和5(2023)年6月検針日(計量日)から令和6(2024)年6月検針日(計量日)前日まで

なお、この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

(4) 納入場所 栃木県警察県南機動センター外25施設

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、以下に掲げる入札参加資格を有するものと決定された者であること。

大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」

(3) 入札参加申請日から令和5(2023)年2月15日(水)までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(5) 小売電気事業者においては、1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに一般送配電事業者が定める託送供給約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

(6) 入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の

開示に関し、入札説明書において示す入札適合条件を満たすこと。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

〒320-8510 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号 栃木県警察本部警務部会計課施設室管財係
電話028-623-3809

(2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和4(2022)年12月27日(火)から令和5(2023)年1月31日(火)まで入札情報システムで公開する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和5(2023)年2月14日(火)午後5時までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙による入札参加の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)にあっては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送が困難な場合は持参も可とする。

イ 開札の日時及び場所

令和5(2023)年2月15日(水) 午前10時00分
栃木県警察本部2階入札室

(4) 入札方法 1の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(5) 入札書の記載方法等 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札参加希望者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、2の(4)に該当する者であることを証する書面、競争参加資格確認申請書、入札説明書に添付した別紙2及び3を令和5(2023)年1月31日(火)午後5時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県警察物品等電子調達運用基準(令和3(2021)年4月26日付け栃会第434号。以下「電子調達運用基準」という。)に定める提出書類通知書(様式2)を提出することにより、当該添付書類の郵送又は持参による提出を認めるものとする。ただし、提出書類の一式を郵送(書留郵便)又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割は認めないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(4) 審査

ア 入札参加希望者が提出した競争参加資格確認申請書について審査し、その結果は、電子入札システムにより、令和5(2023)年2月6日(月)までに入札参加希望者に伝えるものとする。

イ 入札参加資格の確認の結果、入札参加を可とした入札者が提出した入札書のみを落札決定の対象とする。

(5) 入札の無効

ア 2の入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書

エ 栃木県警察物品等電子調達実施要領(令和3(2021)年4月26日付け栃会第433号。以下「電子調達

実施要領」という。) 第19条までに掲げる入札に係る入札書

オ 紙入札者の入札書で、提出期限までに指定した場所に到着しない入札書

(6) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) その他

ア 入札の変更等 令和5(2023)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書によるほか、電子調達に関し必要な事項は、電子調達実施要領及び電子調達運用基準の定めるところによる。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electric power for the Tochigi Prefecture south Police Mobile Unit Center and other 25 establishments

Estimated amount of electric power to be used 7,293,200kWh

(2) Time limit for tender:

5:00 p.m., February 14, 2023

(3) Information is available at:

Property Management Section,

Facilities Office,

Accounting Division,

Department of Police Administration,

Tochigi Prefectural Police Headquarters

1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi

320-8510

TEL 028-623-3809

(警察本部会計課)